

令和 7 年 4 月 17 日

各就労継続支援 B 型事業所長 殿

茨城県福祉部障害福祉課長

「工賃向上計画」の作成について（依頼）

日頃より、本県の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、就労継続支援 B 型事業所については、厚生労働省通知「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針（令和 6 年 3 月 29 日付け障発 0329 第 42 号）」（以下「国指針」という。）に基づき、原則として同計画を作成することとされております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、国指針や別添留意事項をご確認のうえ「工賃向上計画」を作成し、令和 7 年 5 月 30 日（金）までに下記当課企画担当あてメールもしくは F A X で提出をお願い致します。

なお、本依頼文は令和 6 年度以降に開設した事業所、工賃向上計画が未提出の事業所を対象としております。

【提出先・問い合わせ先】

茨城県福祉部障害福祉課 企画担当 皆川

〒310-8555 水戸市笠原町 9 7 8 - 6

TEL 029-301-3357 / FAX 029-301-3370

E-mail shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

【事業所における「工賃向上計画」作成に係る留意事項】

- 1 別添「工賃向上計画（作成）」策定様式で計画を作成し提出してください。
なお、目標工賃は基本的には「月額」によることとします。
- 2 工賃向上計画の作成に当たっては、国指針の3（3）を参照のうえ、作成してください。
また、「茨城県工賃向上計画（令和6～8年度）」を適宜参照してください。
- 3 今回の計画作成の対象となるのは、令和7年度及び令和8年度の目標値となります。
- 4 目標工賃は、令和6年度の工賃実績をもとに、「前年度以上」となるように算定してください。
令和7年度以降開設した事業所については、令和6年度の実績額は空欄で結構です。
- 5 令和8年度に目標工賃達成加算の算定を検討している事業所は、加算要件を満たすように令和7年度の目標を定める必要があります。
- 6 工賃向上計画の提出方法は、メール、FAXのいずれでも結構です。
- 7 国指針や「事業所工賃向上計画」の様式は下記ホームページに掲載しております。
「ホーム＞健康・医療・福祉＞障害者福祉＞就労の促進＞工賃向上＞事業所へのお知らせ」
[事業所へのお知らせ／茨城県](#)